

平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係る Q & A (VOL. 3)

1	共通事項	1
2	訪問系サービス共通	3
3	重度訪問介護	5
4	日中活動系サービス共通	6
5	生活介護	7
6	児童デイサービス	7
7	自立訓練	8
8	施設入所支援	8
9	短期入所	9
10	共同生活介護・共同生活援助	10
11	障害児施設	12
12	その他事項	13

1 共通事項

【福祉専門職員配置等加算について】

問 1 - 1

同一法人内の複数事業所の業務を兼務し、勤務した時間数の合計が常勤の時間数に達している従業者については、福祉専門職員配置等加算はどのように算定するのか。

例 1 生活支援員としての 1 週間の勤務形態が、就労移行支援事業所で 30 時間、就労継続支援 B 型事業所で 10 時間の場合

例 2 生活支援員としての 1 週間の勤務形態が、就労移行支援事業所で 20 時間、就労継続支援 B 型事業所で 20 時間の場合

例 3 1 週間の勤務形態が、就労移行支援事業所で 30 時間、生活支援員として勤務し、共同生活介護事業所で 10 時間、サービス管理責任者として勤務している場合

(答)

1 福祉専門職員配置等加算の算定要件としては、

① 福祉専門職員配置等加算 (I)

直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が 25%以上

② 福祉専門職員配置等加算 (II)

ア 直接処遇職員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が 75%以上

イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が 30%以上

があるところである。

2 このうち①及び②のイについては、原則として、当該事業所において雇用される常勤の直接処遇職員の実際の人数に着目して評価するものである。

複数事業所を兼務する常勤の直接処遇職員については、1 週間の勤務時間の 2 分の 1 を超えて当該事業所の直接処遇職員として従事する場合に、常勤の直接処遇職員 (1 人) として評価されたい。

3 また、②のアにおいては、「常勤の直接処遇職員として勤務している従業者の合計勤務時間数 (分子)」÷「直接処遇職員として勤務している従業者の合計勤務時間数 (分母)」が 75%以上の場合に、当該加算の算定対象となるものである。

4 例 1 : ①及び②のイにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所の常勤の生活支援員 (1 人) として扱うこと又は②のアにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所及び就労継続支援 B 型事業所の双方において、勤務時間数を分子、分母に算入することが可能である。

例 2 : ①及び②のイにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所又は就労継続支援 B 型事業所のいずれか一つの事業所において常勤の生活支援員 (1 人) として取り扱うこと又は②のアにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所及び就労継続支援 B 型事業所の双方において、勤務時間数を分子、分母に算入することが可能である。

例 3 : ①及び②のイにおいて評価する場合には、就労移行支援事業所の常勤の生活支援員 (1 人) として扱うこと又は②のアにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所において、勤務時間数を分子、分母に算入することが可能である。

【福祉専門職員配置等加算について】

問 1 - 2

同一法人内であれば、異なるサービスの事業所（施設）における勤続年数や異なる業種（直接処遇職種）における勤続年数も通算できるのか。さらに、事業所間の出向や事業の継承時にも通算できるのか。

また、理事長が同じであるなど同一グループの法人同士である場合にも通算できるのか。

（答）

同一法人内であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種（直接処遇を行う職種に限る。）における勤続年数については通算することができる。また、事業所の合併又は別法人による事業の継承の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合には、勤続年数を通算することができる。

ただし、いわゆるグループ法人については、通算はできない。

【福祉専門職員配置等加算について】

問 1 - 3

介護給付費単位数表第 15 の 14 の注に規定する目標工賃達成指導員について、就労継続支援 B 型における福祉専門職員配置等加算を算定する際の職業指導員又は生活支援員に含まれるのか。

（答）

目標工賃達成指導員については、あくまで目標工賃を達成するための配置となるので、職業指導員又は生活支援員としては考えない。

【福祉専門職員配置等加算について】

問 1 - 4

管理者は、専らその職務に従事する者でなければならないが、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の業務に従事し、又は当該事業所以外の事業所の職務に従事することができるものとなっているが、管理者が当該事業所の生活支援員として同時並行的に兼務を行う場合、当該事業所において常勤とされている時間を生活支援員として勤務しているのであれば、常勤の生活支援員として取り扱うことはできるのか。

（答）

管理者は、人員配置基準上、管理業務に支障のない範囲において直接処遇職員との同時並行的兼務が可能であり、働いた全ての時間について兼務した職種の勤務時間に算入することができるので、管理者が同時並行的兼務を行う場合において、当該事業所において常勤とされている時間を生活支援員として勤務しているのであれば、常勤の生活支援員として取り扱うことができる。

なお、この場合においては、当該事業所の管理業務及び適正なサービスの提供に支障がないように留意することが必要である。

2 訪問系サービス共通

【特定事業所加算】

問2-1

特定事業所加算における「介護福祉士又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者」とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とされているが、資格取得見込者についてその具体的取扱いについて示されたい。

(答)

介護福祉士等の取扱いについては、登録又は修了証明書の交付まで求めるものではなく、例えば介護福祉士については、平成21年3月31日に介護福祉士国家試験の合格又は養成校の卒業を確認し、翌月以降に登録をした者については、平成21年4月分の加算の完了から介護福祉士として含めることができる。また、研修については、全カリキュラムを修了していれば、修了証明書の交付を待たずに研修修了者として含めることが可能である。

なお、この場合において、事業者は当該資格取得等見込み者の、試験合格等の事実を試験センターのホームページ等で受験票と突合する等して確認し、当該職員に対し速やかな登録等を促すとともに、登録又は修了の事実を確認するべきものであること。

【特定事業所加算】

問2-2

特定事業所加算における「計画的な研修の実施」を行う上での留意事項を示されたい。

(答)

研修計画の策定に当たっては、当該計画の期間については定めていないため、当該従業者の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。

また、計画の策定については、全体像に加えて、従業者ごとに策定することとされているが、この従業者ごとの計画については、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差し支えない。

なお、計画については、すべての従業者が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。

【特定事業所加算】

問2-3

居宅介護事業所及び行動援護事業所における特定事業所加算の要件の一つである「利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害程度区分5以上である者の占める割合」の算出に当たり、重度者に頻回に対応しているか否かの実態を踏まえるため、利用回数も勘案して割合を算出することとしているが、具体的な算出方法を示されたい。

(答)

例えば、下表のような居宅介護事業所における利用実態があった場合の「障害程度区分5以上である者の占める割合」の算出方法は次のとおりとなる。（行動援護事業所においても同様の算出方法となる）

$$36 \text{ 回} \div 120 \text{ 回} = 0.3 = 30.0\%$$

※この場合、30%以上であるため要件に適合する。

(例) 居宅介護事業所の利用実態

利用者	障害程度区分	1月	2月	3月	3か月計
A	1	4回	4回	4回	12回
B	2	6回	6回	6回	18回
C	3	8回	8回	8回	24回
D	4	10回	10回	10回	30回
E	5	12回	12回	12回	36回
合計					120回

【緊急時対応加算及び初回加算】

問2-4

緊急時対応加算及び初回加算を算定する場合に、利用者の同意は必要か。

(答)

緊急時対応加算及び初回加算はいずれも、それぞれの要件に合致するサービスを提供した場合に算定されるものである。

したがって、その都度、利用者からの同意を必要とするものではないが、指定基準第9条に基づき、事前にそれぞれの加算の算定要件及び趣旨について、重要事項説明書等により利用者に説明し、同意を得ておく必要がある。

【緊急時対応加算及び初回加算】

問2-5

緊急時対応加算及び初回加算について同時に算定することは可能か。

(答)

同時に算定が可能である。

【緊急時対応加算】

問2-6

緊急時対応加算の算定時における居宅介護等の所要時間の決定について。

(答)

要請内容から想定される、具体的なサービス内容にかかる標準的な時間とする。したがって、要請内容については適切に把握しておくこと。

また、本加算の特性上、要請内容からは想定できない事態の発生も想定されることから、現場の状況をサービス提供責任者に報告した上で、サービス提供責任者が、当初の要請内容からは想定しがたい内容のサービス提供が必要と判断（事後の判断を含む。）した場合は、実際に提供したサービス内容に応じた標準的な時間（現に要した時間ではないことに留意すること。）とすることも可能である。

【緊急時対応加算】

問 2-7

ヘルパーの訪問時に利用者の状態が急変した際等の要請に対する緊急対応等について、緊急時対応加算の対象となるか。

(答)

この場合は、緊急時対応加算の対象とはならない。(居宅介護計画等により計画されていたサービスについてのサービス提供時間の延長は当該加算の対象とならない。)

【初回加算】

問 2-8

初回加算は過去2か月の間に当該事業所からサービス提供を受けていない場合に算定できるとされているが、その具体的な取扱いを示されたい。

(答)

初回加算は過去2月に当該事業所からサービス提供を受けていない場合に算定できるが、この場合の「2月」とは歴月(月の初日から月の末日まで)によるものとする。

したがって、例えば、4月15日に利用者にサービス提供を行った場合、初回加算が算定できるのは、同年の2月1日以降に当該事業所からサービス提供を受けていない場合となる。

また、次の点にも留意すること。

- ① 初回加算は同一月内で複数の事業所が算定することも可能であること。
- ② 居宅介護事業所が一体的にサービス提供している重度訪問介護及び行動援護の利用実績は問わないこと。(ただし、過去2月に居宅介護の身体介護の利用実績がある利用者に対して、過去2月利用実績の無かった家事援助をサービス提供したとしても初回加算は算定できない。)

【特別地域加算】

問 2-9

月の途中において、転居等により中山間地域に居住地が変わった場合、実際に中山間地域に居住している期間のサービス提供分のみ加算の対象となるのか。あるいは、当該月の全てのサービス提供分が加算の対象となるのか。

(答)

該当期間のサービス提供分のみ加算の対象となる。

3 重度訪問介護

【特定事業所加算】

問 3-1

特定事業所加算における「サービス提供責任者のうち重度訪問介護従業者として3,000時間以上の指定重度訪問介護の実務経験」には、日常生活支援事業の実務経験を含めていいのか。

(答)

日常生活支援事業の実務経験を含めて差し支えない。

【特定事業所加算】

問3-2

重度訪問介護事業所における特定事業所加算の要件の一つである「利用者の総数のうち障害程度区分5以上である者の占める割合」の算出に当たり、重度者に頻回に対応しているか否かの実態を踏まえるため、サービス提供時間数も勘案して割合を算出することとしているが、具体的な算出方法を示されたい。

(答)

例えば、下記表のような重度訪問介護事業所における利用実態があった場合の「障害程度区分5以上である者の占める割合」の算出方法は次のとおりとなる。

$$1,200 \text{ 時間} / 2,250 \text{ 時間} = 0.5333 \dots = 53.3\%$$

※この場合、50%以上であるため要件に適合する。

(例) 重度訪問介護事業所の利用実態

利用者	障害程度区分	1月	2月	3月	3か月計
A	4	100 時間	100 時間	100 時間	300 時間
B	4	120 時間	120 時間	120 時間	360 時間
C	4	130 時間	130 時間	130 時間	390 時間
D	6	400 時間	400 時間	400 時間	1,200 時間
合計					2,250 時間

4 日中活動系サービス共通

【医療連携体制加算について】

問4-1

訪問した看護師が、加算算定対象とならないバイタルチェックのみを利用者に対して行い、同じ訪問で別の利用者1人に対して医療行為を行った場合には、当該1人の利用者に対しては、医療連携体制加算（Ⅰ）ではなく（Ⅱ）を算定することになるのか。

(答)

平成21年4月1日付の平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A（VOL.2）において、「医療連携体制加算は、看護職員から当該看護を受けた利用者に対する加算としていくことから、当該利用者に対する看護行為等を個別支援計画に明確に位置づけて実施していただき、他の利用者とのサービス内容と分けて実施することとする。

その上で、医療連携体制加算（Ⅰ）は、その事業所に対象者が1人しかおらず、割高な単価とならざるを得ないことを評価したものであり、複数の利用者の場合は（Ⅱ）を算定することとした。この趣旨を踏まえると、このケースでは（Ⅱ）を算定していただきたい。」とお示したところであるが、これは、バイタルチェックの実施についても、本加算の評価対象ではないものの、費用は当然に発生しており、本加算の対象となる看護の提供を受ける利用者とバイタルチェックサービスの利用者として全体の費用を按分して負担することが適当である。よって、本加算の対象となる看護を受ける者1人のために看護職員の派遣を受けている状況ではないことから（Ⅱ）を算定することとしたところである。

5 生活介護

【人員配置体制加算】

問5-1

通所による指定生活介護事業所において人員配置体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定するためには、厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）の2の指定生活介護等の施設基準に掲げる人員配置を満たし、区分5若しくは区分6に該当する利用者又は行動関連項目の点数の合計が15点以上である利用者の総数が、それぞれ全利用者の60%又は50%以上である場合に算定することができるが、それらの利用者の割合については、どのように算出するのか。

（答）

当該年度の前年度1年間の利用者の平均値（厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）に該当する利用者は除く。）から、区分5若しくは区分6に該当する利用者又は行動関連項目の点数の合計が15点以上である利用者の割合を算出することになる。

例 週5日利用の区分6に該当する利用者が6人、区分5に該当する利用者が5人、区分4に該当する利用者が4人、区分3に該当する利用者が3人、区分2に該当する利用者が2人である通所による指定生活介護事業所の場合（1週間の利用日数が1年間を通じて変化しないものと仮定した場合の例）

1 延べ利用者数の算定=1,520人+1,300人+1,040人+780人+520人=5,160人

- ・区分6→6人×5日×52週=1,560人
- ・区分5→5人×5日×52週=1,300人
- ・区分4→4人×5日×52週=1,040人
- ・区分3→3人×5日×52週=780人
- ・区分2→2人×5日×52週=520人

2 区分5若しくは区分6に該当する者又は行動関連項目の点数の合計が15点以上である利用者の割合の算定

- ・ $(1,560人+1,300人) \div 5,160人 \times 100 = 55.42\% \rightarrow 55\%$

この場合、2:1以上の人員配置を行えば、人員配置体制加算（Ⅱ）の算定が可能になる。

6 児童デイサービス

【指導員加配加算】

問6-1

指導員又は保育士を1名以上配置（常勤換算による算定）とあるが、クラス単位で1名以上加配していれば加算の対象となるのか。

（答）

同日に複数のクラスを実施している場合については、各単位（クラス）において1名以上加配していれば加算の対象となる。

7 自立訓練

【訪問による自立訓練】

問7-1

訪問による自立訓練を利用する際、以前から通所の自立訓練を利用していなければならないのか。

(答)

訪問による自立訓練は、現に通所による自立訓練を利用している者に限定されるものではなく、将来的に通所による自立訓練を利用することを前提として、自立訓練（機能訓練）計画又は自立訓練（生活訓練）計画において、通所による訓練と訪問による訓練の双方についての目標その他の支援方針等について定めている場合には、訪問による自立訓練を先行して利用することも差し支えない。

8 施設入所支援

【療養食加算】

問8-1

療養食加算に係る食事せん交付の費用は、報酬に含まれていると解してよいか。

(答)

お見込みのとおり。

【療養食加算】

問8-2

障害者支援施設等において療養食の調理を外部委託している場合にも、当該加算は算定可能か。

(答)

以下のいずれの要件も満たす場合には、当該加算が算定できる。

- ① 当該施設において、栄養士配置加算が算定されていること。
- ② 医師の食事せんに基づいた療養食の献立表が作成されていること。
- ③ 衛生上適切な措置（クックチル、クックフリーズ、クックサーブ又は真空調理の調理方式）が施された上で療養食が提供されていること。

9 短期入所

【人員配置】

問9-1

指定共同生活介護事業所で行う単独型事業所について、指定共同生活介護のサービス提供時間の生活支援員の配置はどのように考えればよいのか。

(答)

指定共同生活介護事業所において指定短期入所の事業を行う場合は、指定共同生活介護のサービス提供時間において、当該指定共同生活介護事業所の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該共同生活介護事業所の利用者の数とみなし、当該共同生活介護事業所における生活支援員として必要とされる数以上配置することとしている。

例 指定共同生活介護事業所の利用者が12人（区分6が2人、区分5が4人、区分4が6人）指定共同生活介護事業所に併設する単独型事業所の利用者が2人（区分5が2人）とした場合の生活支援員の必要数（単独型事業所の利用者について1週間の利用者に変動がないものと仮定した場合）

- ・ 区分6 → $2 \text{人} \div 2.5 \text{人} = 0.8 \text{人}$
- ・ 区分5 → $(4 \text{人} + 2 \text{人}) \div 4 = 1.5 \text{人}$
- ・ 区分4 → $6 \text{人} \div 6 = 1 \text{人}$
- ・ 生活支援員の必要数 = $0.8 \text{人} + 1.5 \text{人} + 1 \text{人} = 3.3 \text{人以上}$ 配置することが必要

【基本報酬】

問9-2

福祉型短期入所サービス費について、日中においても短期入所サービスの提供を行う場合には、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価している福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定することとし、それに該当するかどうかは当該指定短期入所における昼食の提供をもって判断することとし、昼食の提供を行わない場合には、日中においてサービスを提供していないと整理して、福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定することになっているが、日中において福祉型短期入所サービスを利用した利用者に対して利用者の体調等の都合により、昼食の提供を行わなかった場合については、いずれのサービス費を算定することとなるのか。

(答)

昼食の提供をもって（Ⅰ）若しくは（Ⅲ）と（Ⅱ）若しくは（Ⅳ）の適用を判断することとしたのは、個別案件ごとに日中におけるサービス提供の有無を判断することを要しないためのメルクマールとして示したものであり、日中におけるサービス提供の有無を明らかに判断できる材料がある場合にまで、このメルクマールによる必要はない。

ゆえに、この場合においては、日中においても短期入所サービスの提供を行ったことが明らかであるので、サービス費（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定することとする。

10 共同生活介護・共同生活援助

【基本報酬】

問 10-1

世話人を5：1の人員配置で届け出ている一体型事業所において、共同生活介護は4：1の報酬単価、共同生活援助は6：1の報酬単価を算定することは可能か。

(答)

一体型事業所においては、指定基準において共同生活介護と共同生活援助を1つの事業所であるとみなして人員配置をすることとしているため、本ケースにおいても、5：1として届出が行われているのであれば、共同生活介護、共同生活援助ともに5：1の報酬を算定することとなる。

【体験利用】

問 10-2

共同生活介護を体験利用する場合、障害程度区分の認定を受けていない者については新たに区分認定が必要となるのか。

(答)

お見込みのとおり。

【体験利用】

問 10-3

共同生活援助と共同生活介護を各々体験的に利用する場合、各々、連続30日以内かつ年間50日以内で利用することができるのか。

(答)

各々、連続30日以内かつ年間50日以内の算定が可能であるが、市町村においては、支給決定に際し、必要性等を十分に勘案して判断されたい。

【体験利用】

問 10-4

グループホーム入居者が別のグループホーム又はケアホームを体験的に利用することは可能か。

(答)

体験の必要性が認められるのであれば可能である。ただし、同一敷地内又は同一事業所の他の共同生活住居への体験利用については、体験利用にかかる報酬を算定できない。

【体験利用・居宅介護利用】

問 10-5

共同生活介護を体験的に利用する際に、当該利用者が居宅介護や重度訪問介護を個人単位で利用することはできるか。

(答)

通常 of 共同生活介護の利用者と同様の要件を満たしているのであれば可能。なお、その際の報酬単価は、通常 of 共同生活介護の利用者が個人的に居宅介護等を利用する際と同様の単価を算定することとなる。

【夜間支援体制加算】

問 10-6

複数の住居を有している一体型事業所において、夜間の支援体制を確保して夜間支援体制加算を算定する場合、対象利用者数についてどうカウントするのか。

(例) 住居① (利用者数: CH 4 名、GH 2 名)

住居② (利用者数: CH 1 名、GH 6 名)

※ 1 人の夜間支援従事者が巡回する。

(答)

夜間支援対象者の数は共同生活介護の利用者のみで算出するので、例の場合は夜間支援対象者の数を 13 名とするのではなく、5 名として算定する。

【夜間防災体制加算】

問 10-7

グループホームにおける夜間の見回りを警備会社へ委託することとし、近隣にある同法人の入所施設と一括して契約した場合、本加算の算定としてよいか。

(答)

緊急時において、グループホームへの対応が速やかに対応できるのであれば、算定可能である。ただし、入所施設が全額負担している場合などグループホームが費用負担していないときは算定できない。

【夜間防災体制加算】

問 10-8

夜間防災体制加算について、近隣施設の事務職員等が夜間に見回りなどを行った場合、当該加算を算定することは可能か。

(答)

指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等により評価されている職務に従事している者の場合は算定できない。

【夜間支援体制加算・夜間防災体制加算】

問 10-9

夜間支援体制加算を算定している一体型事業所の共同生活住居において、共同生活介護の夜間支援従事者を配置することをもって、共同生活援助の夜間防災体制加算を算定することとしてよいか。

(答)

夜間支援従事者は、共同生活介護の報酬により評価されているため、共同生活援助の夜間防災体制加算を算定することはできない。

【夜間防災体制加算】

問 10-10

一体型事業所において、夜間の防災体制を確保して夜間防災体制加算を算定する場合の利用者数はどうカウントするのか。

(例) 住居 (利用者数: CH 1 名、GH 6 名)

※住居には自動通報装置を設置しており、緊急時に速やかに対応できる体制を確保している。

(答)

夜間防災体制加算は、共同生活援助の利用者について算定するものであり、一体型事業所における共同生活介護の利用者については算定しない。例の場合は、利用者の数を7名とするのではなく、6名(グループホーム対象者のみ)として算定する。

11 障害児施設

【看護師配置加算】

問 11-1

看護師が、同一法人・同一敷地内において設置されている障害者支援施設と障害児施設において兼任している場合の加算の取扱い如何。

(答)

障害児施設において常勤的非常勤の要件(1日6時間以上かつ月20日以上)以上勤務していれば当該障害児施設において看護師配置加算が算定可能である。

12 その他事項

【システム関連】

問 12-1

施設入所支援において、特定旧法施設に入所した者であり継続して指定障害者支援施設等に入所している者又は当該施設を退所後に再度入所する者であって、訓練等給付のうち自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型を利用する者については、障害程度区分の判定を行い、区分が 3 以上に該当する者については、当該障害程度区分に応じた施設入所支援サービス費を算定して差し支えないものとするところであるが、システム上の処理方法を教えて欲しい。

（答）

現在、施設入所支援の支給決定は、「施設入所支援基本決定」、「施設入所支援経過的措置対象者決定」、「施設入所支援訓練等給付利用者決定」の 3 つがあり、「施設入所支援経過的措置対象者決定」の場合、障害程度区分なし、障害程度区分 1、障害程度区分 2、障害程度区分 3 が該当するものとして取り扱っているところである。

特定旧法施設に入所した者であり継続して指定障害者支援施設等に入所している者又は当該施設を退所後に再度入所する者に該当する場合は、通常「施設入所支援経過的措置対象者決定」となるが、障害程度区分の判定を行い、区分 3 以上となった場合については、「施設入所支援基本決定」を行い、当該障害程度区分に応じた基本報酬を算定することとする。

【その他連絡事項】

問12-2

平成 21 年 3 月 6 日の事務連絡において、サービス提供実績記録票についてお示したところですが、障害児施設給付費に係る実績記録票について、障害児施設支援（通所）実績記録表、障害児施設支援（入所）提供実績記録表についてそれぞれヘッダ一部分に（様式 5）、（様式 10）という記載があるが新たに様式名称がついたのか。

（答）

提示した実績記録表の記載誤りであるので、ヘッダ一部分の（様式 5）、（様式 10）については、削除して使用していただきたい。